奈良県総合医療センター院外処方箋 問い合わせ簡素化プロトコル 契約方法のご案内

貴薬局の所属（各薬剤師会への加入状況）に応じて、締結手続きの方法が2通りございます。

パターン①

対象薬剤師会の会員薬局様

1. 当院と**奈良地区薬剤師会、郡山地区薬剤師会、生駒地区薬剤師会**との間で、**「問い合わせ簡素化プロトコル運用に関する確認書」**を締結しております。

2. 上記いずれかの薬剤師会に所属の薬局様は、**ご所属の薬剤師会と「合意受諾書」を締結**してください。この締結により当院と契約締結を行なったこととなります。

- **「合意受諾書」の締結方法**については、**各地区の指示に従って**手続きを行なってください。
- 当院への**問い合わせ簡素化プロトコル運用に関する確認書**や**合意受諾書の直接送付**は**不要**です。
- 運用開始日は**各薬剤師会と薬局間での「合意受諾書」の締結日**となります。

パターン②

対象薬剤師会　非会員の薬局開設者様

1. 当院ホームページに掲載している**「問い合わせ簡素化プロトコル運用に関する確認書」**の必要事項（下線部）を記入・押印したもの**を2部作成**し、当院薬剤部宛に郵送してください。

2. 当院にて確認・捺印後、**1部を貴薬局へ返送**いたします。

- 運用開始日は**「問い合わせ簡素化プロトコル運用に関する確認書」の締結日**となります。
- 返送された確認書の保管をお願いいたします。

本プロトコルは、**契約締結日以降**に問い合わせ簡素化プロトコルの運用が適用可能となります。
契約締結日以前に疑義照会を行わずに処方変更を行なった場合は、処方変更された部分については当センターは一切の責任を負いません。